資料１－１

大磯町第３次行政経営プラン

（素案）

大磯町

目　次

Ⅰ　本町における行政改革 3
１．これまでの取組み 3
２．第２次行政経営プランの取組み成果 4
（１）取組効果額 4
（２）取組実施内容 4
（３）成果と課題 5
Ⅱ　さらなる行政改革の必要性 7
１．本町の財政状況 7
（１）歳入の状況 7
（２）歳出の状況 7
（３）特別会計及び企業会計繰出金の状況 8
（４）財政指標の状況 8
（５）町債残高の状況 10
（６）基金残高の状況 10
２．本町の行政運営状況 11
（１）定員管理の状況 11
（２）公共施設の状況 12
Ⅲ　財政の収支見通し 14
１．一般会計歳入歳出の推計 14
２．収支見通しまとめ 16
Ⅳ　取組み方針 17
１．全体の目標 17
２．計画の位置づけ 17
３．計画期間 18
４．計画の推進体制 18
５．具体的な取組みの実施 19
（１）財源確保の取組み 19
（２）事務の効率化の取組み 19
６．進捗管理の実施 19
Ⅴ　財源確保の取組み 20
１．財源確保の考え方 20
（１）歳入確保の取組み 20
（２）歳出削減の取組み 22
２．事務の効率化の取組み 24
（１）これまでの取組みの課題と成果 24

（２）課題解決に向けて 24

Ⅵ　財源確保目標額の達成に向けて..... 25

１．計画目標額 25

２．達成に向けて 25

Ⅶ　参考..... 26

１．財政指標一覧 26

Ⅰ　本町における行政改革

１．これまでの取組み

本町では、昭和62年に大磯町行政改革大綱を策定して以来、６回にわたり改定を行い、行政改革を推進してきました。その間、社会経済情勢にも大きな変化が生じ、人口減少・少子・高齢社会の到来により、町税の根幹をなす町民税の減収等に起因した歳入の減少や、扶助費（社会保障経費）の増大等による歳出の増加が見込まれるようになりました。

本町では、こうした社会経済情勢の変化に対応するため、平成28年度からは行政改革大綱に代わり、総合計画に位置づける施策の実効性を確保するための財源確保に特化し、これまで行政運営の合理化をめざして実施してきた「行政改革」の取組みに、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合し、それぞれの性質を併せ持つ新たな計画として、歳入歳出両面から行財政改革を推進するものとして「大磯町行政経営プラン」を策定し、行政改革に取り組んできました。

そして、第２次行政経営プランでは、歳入確保と歳出削減に向けた取組みと併せて、職員の働き方改革や意識改革を図るといった新たな視点を加え、事務の効率化へとつなげる仕組みを構築し、将来にわたって自立し、持続する行財政運営に取り組んできました。

【表１－１　これまでの行政改革の取組み】

取組期間	名称	主な内容
昭和62年度～ 平成９年度	第１次行政改革大綱	
平成10年度～ 平成14年度	第２次行政改革大綱	・行政手続条例の制定 ・本庁舎日直の削減、支所日直の廃止 ・職員数の削減 など
平成15年度～ 平成19年度	第３次行政改革大綱 ＜目標＞ 「分権型社会に対応する行政システムの構築」	・大磯町財政健全化計画策定 ・第２次大磯町定員適正化計画策定 ・窓口サービスの向上 ・未利用町有地の売却 ・道路占用料の見直し ・職員数、職員給与の削減 ・事業仕分けの実施 など
平成20年度～ 平成22年度	第４次行政改革大綱 ＜目標＞ 「地域主権型社会に対応する行政システムの構築」	・使用料・手数料の見直し ・滞納整理の徹底 ・公共施設の管理形態見直し ・事務事業の見直し ・定員管理の適正化 ・行政機構改革の実施 など
平成23年度～ 平成27年度	第５次行政改革大綱 ＜目標＞ 「新たな時代に対応する簡素で効率的な行財政システムの構築」	・行政情報システムの共同化 ・公共施設の統廃合 ・ＰＰＰ事業の活用 ・ＰＰＳ電力の導入 ・国民健康保険税率の見直し など

平成28年度～ 令和２年度	行政経営プラン ＜目標＞ 「将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営の構築」	・滞納整理の徹底 ・使用料・手数料の見直し ・未利用町有地の売却・貸付 ・ごみ処理広域化 など
令和３年度～ 令和７年度	第２次行政経営プラン ＜目標＞ 「将来にわたって自立し、持続する行財政運営」	・町税等収入の確保 ・受益者負担の適正化 ・公有財産の処分と活用 ・積極的な財源の確保 ・事務手法の見直しと効率化 ・補助金・交付金の見直し ・公共施設のマネジメント ・予算規模の抑制・縮小 ・事務の効率化の取組み など

２．第２次行政経営プランの取組み成果

（１）取組効果額

令和３年度から令和７年度までを計画期間とした「大磯町第２次行政経営プラン」では、「将来にわたって自立し、持続する行財政運営」を方針に掲げ、第五次総合計画前期基本計画に見込まれる財源不足の解消をめざし取り組んだ結果、令和６年度までの時点で歳入で38億6,680万円、歳出で４億8,386万円、合計で約43億5,066万円の効果額を達成しました。

（２）取組実施内容

①　歳入確保の取組み

持続可能な行財政運営を実現するため、自主財源の根源となる町税等収入の確保や、経済的価値を発揮させ収入の確保を図るための公有財産の処分と活用に取り組みました。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などの税制優遇制度を活用した寄附金の確保をはじめ、ホームページや広報の広告料収入のほか、定期預金以外の資金運用を行うなどの様々な手法により自主財源の確保に努めました。

②　歳出削減の取組み

移り変わりの激しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、限られた人員と財源の中で時代のニーズに合った真に必要な行政サービスを提供するため、歳出削減をめざし、引き続き事務事業の見直しを進めました。また、特別会計及び企業会計についても独立採算制の原則による運営に努めることで繰出金の抑制に取り組みました。

③　事務の効率化の取組み

業務量削減や業務改善、行政経営プランの取組みに注力できる環境を整えるため、RPA、AI-OCRの活用やテレワーク環境の整備、文書管理システムの導入などといった、行財政改革の取組みを着実に進め、計画の実効性を確保しました。

※１【RPA】　…（Robotic Process Automation）の略称で、従来人間が行っていたデスクワークをルールエンジンやAI（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアロボットが代行・自動化することです。

※２【AI-OCR】　…AI-OCR（Artificial Intelligence Optical Character Recognition：人工知能光学文字認識）とは、従来のOCR技術に人工知能（AI）を統合した進化版のOCR技術で、AIによる機械学習のアルゴリズムを利用して、手書きの文字や複雑なフォーマット、異なる言語や様々な活字フォントに対しても高い精度で文字を認識します。

（３）成果と課題

第２次行政経営プランは、令和７年度までの実施状況において、社会経済情勢の変化による予定事業の見直しが発生しましたが、それを補うための新規の取組みを増やし、第五次総合計画前期基本計画に位置づける施策の実効性を確保するための財源確保という目的を果たしましたが、取組み効果額の内訳として町税等収入の上振れや基金の繰入れによる割合が多く、実質的な財源確保額が少ない割合となってることからさらなる自主財源の確保が必要です。

なお、目標額と実績額が実情に即していない取組みがあることや、事務の効率化を図るための仕組みを導入したものの、効果額として数値化することが難しく、成果として見えづらいということが課題となっています。

【表１－２　第２次行政経営プランによる取組効果額】（単位：千円）

実施項目		R３	R４	R５	R６	R７	累計
目標額	財源確保の取組み	251,620	344,250	342,470	345,890	385,190	1,669,420
	事務の効率化の取組み	100,000	130,000	160,000	190,000	220,000	800,000
	計画全体	351,620	474,250	502,470	535,890	605,190	2,469,420
効果額	財源確保の取組み	525,308	1,159,082	1,246,955	1,419,321	取組実施中	4,350,666
	事務の効率化の取組み	0	0	0	0		
	計画全体	525,308	1,159,082	1,246,955	1,419,321		4,350,666
達成率	財源確保の取組み	208.8%	336.7%	364.1%	410.3%		260.6%
	事務の効率化の取組み	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
	計画全体	149.4%	244.4%	248.2%	264.9%		176.2%

【図１－３　第２次行政経営プランの取組みによる効果額及び目標達成率の推移】

【図１－４　第２次行政経営プランの取組み状況（年次別目標額に対する総合評価）】

【図１－５　第２次行政経営プランの取組み状況（年次別取組みの視点に対する総合評価）】

Ⅱ　さらなる行政改革の必要性

１．本町の財政状況

本町の財政状況は、歳入においては根幹をなす町税収入は緩やかな減少傾向にありますが、人口減少及び少子・高齢化の影響により、さらなる減少が見込まれます。

歳出においては、物価高騰等による人件費の増加や、高齢化等による扶助費（社会保障経費）の増加が著しい状況にあり、引き続き厳しい財政状況が予想されます。

（１）歳入の状況

歳入決算額は、ここ数年は増加傾向にあります。国税収入の上振れ等による地方交付税の伸びが顕著であり、令和６年度の地方交付税は令和２年度の約２倍の決算額となります。

また、新庁舎整備やし尿処理施設の更新等、今後、大型事業が控えているため、地方債等の増加が予想されます。

【図２－１　歳入の推移（一般会計）】

（２）歳出の状況

歳出決算額も歳入決算額と同様に、物価高騰等による人件費の増加や、高齢化等による扶助費（社会保障経費）の増加により増加傾向にあります。

また、新庁舎整備やし尿処理施設の更新等の大型事業が控えていることに加え、物価高騰等の影響により投資的経費の増加が見込まれます。

【図２－２　歳出の推移（一般会計）】

（３）特別会計及び企業会計繰出金の状況

一般会計から支出される特別会計及び企業会計繰出金は、歳出に占める割合は14%前後で推移していますが、決算額は増加傾向にはあり、一般会計を圧迫する状況にあります。

特別会計及び企業会計は、独立採算制を原則としており、受益者負担金等の見直しにより、一般会計からの繰出金に依存しない運営に努める必要があります。

【図２－３　一般会計繰出金の推移】

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
繰出金（億円）	17.5	18.6	17.9	17.9	17.1	17.6	17.3	16.6	16.9	18.0
歳出に占める割合（%）	16.9	18.2	16.5	19.3	15.7	12.4	13.8	14.3	14.4	14.4

（４）財政指標の状況

①　財政力指数

地方公共団体の財政力を示す当該指標は、年々下降傾向にあります。物価高騰等による人件費の増加や、高齢化等による扶助費（社会保障経費）の増加に伴い、基準財政需要額が増加していることが主な要因と考えられます。

【図２－４　財政力指数の推移】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
財政力指数	0.944	0.913	0.881	0.875	0.873	0.871	0.872	0.872	0.874	0.873	0.865	0.829	0.791	0.751	0.736

【財政力指数】　財政力指数は地方公共団体の財政力を示し、国が各種財政援助措置を行う基準となる重要な指標です。算出方法は、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を、過去３か年の平均値で表します。1.0を基準として数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、この指標が1.0を超えると、普通交付税の不交付団体となります。

② 経常収支比率

経常収支比率は、人件費の増加や、高齢化等による扶助費（社会保障経費）の増加などの影響を受けて上昇傾向にあり、令和６年度には90.8%となりました。今後も人件費や扶助費（社会保障経費）の増加が見込まれることから、経常収支比率も上昇傾向が続くことが想定されます。

【図２－５　経常収支比率の推移】

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
経常収支比率	84.2	87.2	89.6	89.2	90.0	87.6	82.3	85.4	86.6	90.8

【経常収支比率】　人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、町税（地方税）、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源総額に占める割合のことです。経常収支比率は、団体の財政構造の弾力性を測定する指標として用いられ、この数値が低いほど弾力的な構造であると判断されます。

③ 健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計で赤字が生じていないため数値は表示されません。地方債発行の抑制や、大磯運動公園整備事業債などの過去の大規模な建設事業債の返済終了により、実質公債費比率及び将来負担比率は下降傾向にあります。全指標とも国が定める早期健全化基準には至っておらず健全な状態にありますが、健全化判断比率を注視した行財政運営に努める必要があります。

【表２－６　健全化判断比率の推移】

区 分	R02	R03	R04	R05	R06	国基準（R06）		指標の説明
						早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率（%）	—	—	—	—	—	13.83	20.00	一般会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合（赤字でない場合は表示されない）
連結実質赤字比率（%）	—	—	—	—	—	18.83	30.00	全会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合（赤字でない場合は表示されない）
実質公債費比率（%）	5.2	4.8	4.7	4.8	4.3	25.0	35.0	公債費（下水道含む）の標準財政規模に対する割合
将来負担比率（%）	44.4	20.8	11.9	5.7	6.8	350.0	—	借金や将来の債務負担など、負債の標準財政規模に対する割合（一般会計、特別会計等含む）

【健全化判断比率】　財政の健全な運営を進め、財政破綻を未然に防ぐため、県や市町村ごとに財政状況を表す各指標の公表が義務づけられています。この指標による比率が国基準を上回った場合は、早期健全化計画または財政再建計画を策定し、早期に財政改善に取り組まなければなりません。

【実質公債費比率】　実質公債費比率は、一般会計だけではなく特別会計を含む町会計全体の公債費を加えて算定した数値です。25%を超えると早期健全化団体となり、35%を超えると財政再生団体となります。

【将来負担比率】　将来負担比率は、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。この比率が増えると将来的に財政を圧迫する可能性が高くなります。市町村では一律 350%が早期健全化基準となっています。

（５）町債残高の状況

町債の残高については、増加傾向にありましたが、令和３年度以降減少しています。主な要因は、過年度に借り入れた大磯運動公園整備事業債などの大規模な建設事業に係る町債や、地方公共団体が国の財源不足を補う形で、本来交付されるべき普通交付税の一部を借り入れる臨時財政対策債の減少によるものです。また、公共施設や下水道の整備などによる町債の借入れにより、今後は町債残高の増加が見込まれています。

【図２－７　町債残高の推移】

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
合計	165.6	167.4	173.3	173.2	176.2	177.3	182.2	179.1	173.5	169.8
町債残高（下水道）	92.4	93.7	94.6	95.4	93.6	95.4	96.9	98.6	98.3	98.1
町債残高（その他一般）	23.8	22.4	25.6	23.3	27.5	26.6	28.6	26.2	24.5	25.0
臨時財政対策債	49.4	51.3	53.1	54.5	55.1	55.3	56.7	54.3	50.7	46.7

（６）基金残高の状況

基金残高は、令和６年度で約50億8,400万円となり、５年前の令和元年度と比較するとおよそ21億3,800万円増加しています。また、年度間の財源調整や緊急時の備えのための積立金である財政調整基金は、標準財政規模の10％～20％程度を維持しています。

今後は施設の老朽化に伴う建替えや修繕などの頻度も高まることから、その財源となる公共施設整備基金などへ計画的に積立てを行っていく必要があります。

【図２－８　各年度末の主な基金残高の状況】（単位：百万円）

名称／年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
財政調整基金	632	813	923	1,009	1,016	1,147	1,504	1,312	1,312	1,371
町民会館建設基金	141	141	141	141	141	141	141	141	141	142
土地開発基金（現金）	265	265	265	265	266	266	266	266	266	266
公共施設整備基金	111	179	258	255	598	765	924	1,097	1,492	1,361
みどり基金	88	89	89	89	89	92	93	94	98	102
減債基金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域福祉基金	91	91	91	92	92	94	94	100	107	118
横溝千鶴子記念障害者福祉基金	69	69	70	70	70	70	70	68	55	16
本庁舎建設基金	127	227	327	427	527	894	1,094	1,414	1,414	1,516
歴史的建造物等整備基金	2	2	3	6	7	8	11	13	18	27
旧吉田茂邸再建基金	129	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横溝千鶴子記念子育て支援基金	11	10	10	10	10	10	10	10	11	10
旧吉田茂邸整備活性化等基金	77	65	89	97	97	98	98	98	98	98
子ども基金	—	5	11	13	32	32	32	20	28	41
森林環境譲与税基金	—	—	—	—	—	0	1	1	3	3
まち・ひと・しごと創生基金	—	—	—	—	—	—	—	14	16	12
合　　計	1,743	1,958	2,278	2,474	2,946	3,617	4,339	4,649	5,060	5,084

※端数調整の結果、計が符合しないことがあります。

２．本町の行政運営状況

（１）定員管理の状況

平成９年度に策定した定員適正化計画により、適正な定員の管理を進めています。平成23年度からの第３次定員適正化計画では、効率的な行財政運営を実現しつつも、複雑多様化する町民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、技能労務職は退職不補充を原則として事務職の比率を高めながら、第４次定員適正化計画以降も260人の計画職員数を維持し、限られた人員の中でも職員一人ひとりが持てる力を発揮し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に継続して提供できるよう組織機構や人員配置の適正化に努めています。

【図２－９　町職員数の推移（各年度４月１日時点）】

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
総　合　計	258	263	257	253	257	259	264	267	267	284
技能労務職	11	8	6	6	6	4	4	3	3	3
消防職	45	44	44	46	46	43	46	47	47	49
教育職	19	18	18	16	15	17	15	18	17	18
保育士	9	8	8	9	10	13	13	11	7	9
栄養士	2	2	4	4	3	3	3	3	2	2
保健師	5	5	4	5	5	6	5	6	6	6
事務職	167	178	173	167	172	173	178	179	185	197

（２）公共施設の状況

本町の公共施設は、その多くが 1980（昭和55年）年度から 1983（昭和58年）年度に集中して整備され築20年以上の公共施設が７割を占めており、大規模改修や建替えなどを計画的に進めていく必要があります。新庁舎整備やし尿処理施設の更新等が控えている中で、更新時期を迎える施設の更新をどのように進めていくかが大きな課題となっています。

本町が所有する施設の改修や建替えに要する費用を試算すると、2056（令和38年）年度までの35年間で約 405 億円の財源が必要であると想定されていることから、優先順位などを考慮しつつ年度間の財政負担の平準化を図るなど、今後の財政運営に支障が生じることがないよう計画的に進める必要があります。

【表２－10　施設種別ごとの公共施設数（令和４年７月現在）】（全92箇所）

経過年数／種別		庁舎・消防施設	学校教育施設	子育て支援施設	保健福祉施設	地域集会施設	社会教育・スポーツ施設	産業観光施設	町営住宅	駐車場施設	美化センター施設	その他	計
築10年以内	（建物数）	0	1	1	0	2	1	1	1	1	1	2	11
	（比率）	0%	4%	25%	0%	10%	13%	14%	50%	100%	33%	67%	12%
築11～20年	（建物数）	0	1	2	1	1	3	0	0	0	2	1	11
	（比率）	0%	4%	50%	25%	5%	38%	0%	0%	0%	67%	33%	12%
築21～30年	（建物数）	5	8	0	1	5	1	4	0	0	0	0	24
	（比率）	36%	31%	0%	25%	25%	13%	57%	0%	0%	0%	0%	26%
築31～40年	（建物数）	6	7	1	1	5	2	2	0	0	0	0	24
	（比率）	43%	27%	25%	25%	25%	25%	29%	0%	0%	0%	0%	26%
築41～50年	（建物数）	2	5	0	1	7	1	0	0	0	0	0	16
	（比率）	14%	19%	0%	25%	35%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	17%
築51年以上	（建物数）	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
	（比率）	7%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	7%

【図２－11　全施設の経過年数の割合（令和４年７月現在）】（全92箇所）

【図２－12　公共建築物の更新費用の算定】

【図２－13　インフラ施設の更新費用の算定】

※　図２－12, 13は大磯町公共施設等総合管理計画（令和４年７月改定）及び令和５年版建築物ライフサイクルコストにおける推計に物価高騰等を踏まえた金額で政策課が算出したものです。

Ⅲ 財政の収支見通し

１．一般会計歳入歳出の推計

第五次総合計画後期基本計画の実施のために見込まれる事業費や社会経済情勢の変化等を考慮して、一般会計の収支について推計すると次のとおりとなります。

【表３－１　総合計画後期基本計画（R08～R12）における一般会計歳入歳出の推計】（単位：千円）

項　目			令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入	自主財源		5,908,000	6,011,000	6,646,000	6,946,000	6,525,000
		町税	5,061,000	5,065,000	5,112,000	5,180,000	5,134,000
		使用料・手数料ほか	847,000	946,000	1,534,000	1,766,000	1,391,000
	依存財源		6,763,000	6,450,000	9,522,000	7,773,000	5,865,000
		地方譲与税ほか	1,076,000	1,102,000	1,102,000	1,102,000	1,102,000
		地方交付税	1,804,000	1,850,000	1,888,000	1,992,000	2,023,000
		国・県支出金	2,629,000	2,344,000	2,878,000	2,439,000	2,265,000
		町債	1,254,000	1,154,000	3,654,000	2,240,000	475,000
歳入合計…①			12,671,000	12,461,000	16,168,000	14,719,000	12,390,000
歳出	義務的経費		6,095,000	6,175,000	6,212,000	6,312,000	6,405,000
		人件費	3,111,000	3,071,000	3,094,000	3,048,000	3,077,000
		扶助費	2,280,000	2,301,000	2,321,000	2,344,000	2,364,000
		公債費	704,000	803,000	797,000	920,000	964,000
	投資的経費		2,424,000	2,106,000	5,599,000	3,734,000	1,296,000
		普通建設事業費ほか	2,424,000	2,106,000	5,599,000	3,734,000	1,296,000
	その他の経費		5,026,000	5,010,000	5,118,000	5,166,000	5,229,000
歳出合計…②			13,545,000	13,291,000	16,929,000	15,212,000	12,930,000

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財源確保目標額（②-①）	874,000	830,000	761,000	493,000	540,000

【図３－２　総合計画後期基本計画（R08～R12）における性質別一般会計歳入歳出の推計】

◇　主な推計の前提条件

【共通】

○　国勢調査費、国・県選挙費などの町負担の発生しない事業は推計には含んでいません。

【歳入】

○　町税 ･･･　景気回復の影響を受けた給与所得の増などを踏まえ、年 1.0%～2.0%程度の範囲で推移することを見込みます。

○　地方譲与税ほか ･･･　景気回復の影響を受けた地方消費税交付金や株式等譲渡所得割交付金等の見込みの増を考慮し、2.0%程度の増を見込みます。

○　地方交付税 ･･･　令和６年度実績水準の普通交付税交付額を基準に、地方債に対して交付税措置される分を加算して見込みます。

○　町債 ･･･　各年度に予定している普通建設事業に係る建設事業債を見込みます。

【歳出】

○　人件費 ･･･　第６次定員適正化計画に掲げる計画職員数（実働 280 人程度）に基づき算定します。

○　物件費 ･･･　物価上昇分 3.0%及びその他変動分 0.5%を見込みます。

○　扶助費 ･･･　少子・高齢化の進行を考慮し、年 1.0%程度の範囲で推移することを見込みます。

○　普通建設事業費ほか ･･･　各年度で予定している普通建設事業費を見込みます。

２．収支見通しまとめ

【表３－３　総合計画後期基本計画（R08～R12）における財政収支見通し】（単位：千円）

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計画期間合計
歳入合計（A）	12,671,000	12,461,000	16,168,000	14,719,000	12,390,000	68,409,000
歳出合計（B）	13,545,000	13,291,000	16,929,000	15,212,000	12,930,000	71,907,000
財源確保目標額（B-A）	874,000	830,000	761,000	493,000	540,000	3,498,000

第五次総合計画後期基本計画の計画期間における財政収支見通しは、各年約５～７億円程度の財源不足が生じ、計画期間の５年間の累計で約35億円の不足が見込まれます。

前述のように、歳入面においては、計画期間当初は景気回復の影響などによる歳入増が見込めるものの、長期的な傾向としては、人口減少や少子・高齢化による生産年齢人口の減少による税収減が見込まれることから、歳入の減少を考慮する必要があります。

その一方で、歳出面においては、新庁舎整備やし尿処理施設の更新に加え、消防庁舎や学校施設の整備なども控えており、少子・高齢化により扶助費（社会保障経費）が年々増加する見込みです。また、物価高騰による人件費や物件費の上昇分も考慮しなければなりません。

以上のことから、歳入歳出の乖離が広がり毎年財源不足が生じる見込みです。総合計画後期基本計画を着実に進めるためにも、この財源不足の解消が不可欠となっています。

Ⅳ　取組み方針

１．全体の目標

「未来を見据えた行財政運営の構築」（仮）

人口減少・少子・高齢化社会という局面を迎え、生産年齢人口の減少による町民税の減収、高齢化の進行による扶助費（社会保障経費）の増加、さらには、社会経済情勢の変化に伴い加速化する物価高騰などによる歳出増が見込まれることから、第五次総合計画後期基本計画の期間内に見込まれる財源不足額を解消することを目標に、歳入確保と歳出削減に向けた取組みを進め、財源確保に結び付く計画とします。また、複数の大型普通建設事業が控えていることからも、財源確保に向けたなお一層の取組みが必要です。

第３次行政経営プランでは、社会経済情勢の変化による行政需要に適応しつつ、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政基盤を構築するため、総合計画に位置づける施策の実効性を確保することを目的とした現行の第２次行政経営プランにおける姿勢を継続します。そうした中で、歳入確保には特に重点的に取り組むこととし、地方交付税収入の状況に配慮しつつ、町の努力により歳入できる税外収入などの自主財源をはじめ、国県支出金などの依存財源を含めたあらゆる財源確保に積極的に取り組みます。

一方、事務の効率化の取組みについては課題を整理し、計画に反映することができる取組みは計画に位置づけて取り組むこととします。

２．計画の位置づけ

第五次総合計画後期基本計画の実効性を高めるため、財政推計により算出された財源不足の解消をめざし、財源確保の取組みを積極的に推進する計画とします。

また、第６次定員適正化計画と連動を図ることにより、第３次行政経営プランによる財源確保と、第６次定員適正化計画による実施体制の確保の両面から総合計画後期基本計画の実効性の確保に全力で取り組みます。

３．計画期間

計画期間は、第五次総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、令和８年度から令和12年度までの５か年間とします。

年度	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
総合計画基本構想	第五次総合計画									
総合計画基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
行政経営プラン	第２次行政経営プラン					第３次行政経営プラン				
定員適正化計画	第５次定員適正化計画					第６次定員適正化計画				

４．計画の推進体制

全庁的に取組みを進めるため、政策会議及び検討会議において、行政経営プランの取組みを具体化する実施計画を策定し、プランの実現性を高めます。実施計画の策定や進行管理においては、附属機関である行政改革推進委員会において取組みに対する意見を求めることで、さらなる改善を図り効果的なプランの推進を図ります。

策定された実施計画や進行管理の状況については、町民等にも随時説明会を開くなど積極的な情報共有を図りながら推進します。

５．具体的な取組みの実施

（１）財源確保の取組み

厳しい財政状況が見込まれる中で、第五次総合計画後期基本計画の期間内に見込まれる財源不足を歳入確保と歳出削減の両面から解消することで、安定した財政基盤を確立することをめざし、将来にわたって必要な行政サービスを提供するための取組みを推進します。

（２）事務の効率化の取組み

第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）の実施状況を踏まえ、様々な歳入確保と歳出削減に取り組みつつ、限られた人員の中で時代のニーズにあった真に必要な行政サービスを提供するため、これまで実施してきた事務事業を多角的に見直し、業務量の削減や改善を図るとともに、職員の意識改革を促し事務の効率化につなげることで、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる仕組みを構築します。

６．進捗管理の実施

取組みにあたり、実施計画を作成し、効率的・効果的な運用に向けて取組みの進捗管理を図り、実績の評価・検証を行います。

また、取組内容等は行政改革推進委員会へ報告するとともに、必要に応じた見直しを行いながらＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理を行います。進捗管理の結果は、町ホームページ等で公表し、町民等との情報共有を図ります。

※PDCA：Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)それぞれの頭文字

Ⅴ　財源確保の取組み

１．財源確保の考え方

本町の歳入の根幹をなす町税は、人口減少や少子・高齢化により減少傾向で推移していくことが見込まれます。そのため、確実に町税収入を確保するとともに、自主的な取組みによる財源を確保することの必要性が増しており、あらゆる財源について検討し、歳入確保を行う必要があります。また、持続可能な行財政運営を実現するためには、縮小型の運営への転換を進めるべきであることから、行政サービスの必要性や効率性を、町民ニーズや費用対効果の視点から検証し、選択と集中による効率的かつ効果的な事業の執行に努め、歳出削減をめざします。

（１）歳入確保の取組み

①　町税等収入の確保

町税等の収入は自主財源の根幹となるもので、特に、町税の収入は町の歳入の約40％を占める重要な財源です。町税の徴収率は第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）による継続的な滞納整理の取組みによって、令和３年度以降97％台を推移しています。しかし、今後５年間の見通しでは町税収入の大幅な増収は見込めない状況であり、いかにして町税収入を確保していくのかが引き続き大きな課題となっています。

また、町税の未納はその他の町民にも負担を強いることになるため、財産調査等を徹底し、課税客体を正確に把握するとともに、徴収の強化、滞納整理を進め、公平・公正な収入の確保を図ります。

【関連計画・・・町税等滞納削減のための行動プラン】

【図５－１　普通税徴収の推移】

②　受益者負担の適正化

行政サービスの提供・施設運営などに係る費用については、コロナ禍や物価高騰等の社会経済情勢の変遷により、従来の使用料・手数料などの収入のみでは十分に補えなくなっています。このような状況を改善するため、第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）の取組みにおいて、「使用料・手数料等の見直し」について基本方針を策定し検討を進めてきましたが、一部の料金を除き、据え置きとしています。

第３次行政経営プランにおいては、使用料・手数料等の定期的な見直しを図るとともに、新たに受益者負担を求めるべきものがないかを引き続き検証し、適切な負担を求めていきます。

【関連計画・・・使用料・手数料等の見直しに関する基本方針】

【表５－２　令和６年度行政評価（事務事業評価・受益者負担）結果】

評価対象		評価結果	
事業数	156 事業	受益者負担導入済で再検討する必要がある	20 事業　（ 13%）
		受益者負担未導入で導入を検討する必要がある	12 事業　（ 8%）

③　公有財産の処分と活用

本町が所有する公有財産（土地・建物等）は、使用目的に応じて「行政財産」と「普通財産」に分類されます。このうち、行政上の目的のために所有している行政財産以外の普通財産は、直ちに特定の行政目的に用いられる予定のない財産です。特定の目的のない財産を所有し続けることは、財産の維持管理に係る経費や労力を発生させることにもなります。

第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）の取組みでも、未利用町有地の売却や貸付けを行ってきましたが、今後、公共施設等の再編を進めることで、機能の集約化等によって未利用の公有財産が増加していくことが予測されるため、未利用の公有財産の積極的な売却、貸付等を行い、経済的価値を発揮させることで、収入の確保を図ります。

【表５－３　公有財産の状況（令和６年度末時点）】

年度	行政財産		普通財産	
	土地（地積）	建物（延面積）	土地（地積）	建物（延面積）
R06	510,221 ㎡	67,003 ㎡	318,617 ㎡	964 ㎡

④　税外収入の確保

自主財源の確保に向けては、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税などの税制優遇制度を活用した寄附金の確保や、クラウドファンディングの活用など、第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）での取組みにより、寄附の受入額を大幅に増加することができました。第３次行政経営プランにおいては、寄附金収入の確保のみでなく、駐車場収入や広告掲載料収入などのさらなる増収をめざし、様々な手法を検討し取組みを進めます。

【図５－４　ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（令和元年度比）】

（２）歳出削減の取組み

行政サービスの必要性や効率性を、町民ニーズや費用対効果の視点から検証し、選択と集中により効果的な事業の執行に努め、歳出削減をめざします。

① 事務手法の見直しと効率化

限られた人員と財源の中で時代のニーズにあった真に必要な行政サービスを提供するため、移り変わりの激しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応することが必要です。

第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）でも事業の点検や見直しに努めてきましたが、社会経済情勢の変化に対応しきれていない事業など見直すべき事例が存在しています。町民ニーズの多様化に対応できるよう業務の見直しを行い、業務の効率化・事務コストの削減をめざします。

また、各自治体でデジタル化の機運が高まっていることから、未来技術の活用も含め、様々な民間活力の導入をめざします。

【関連計画・・・定員適正化計画、デジタル化推進計画】

【表５－５　令和６年度行政評価（事務事業評価・妥当性）結果】

評価対象
156 事業

評価結果（妥当性）	
社会状況の変化や町民ニーズの減少により、町で実施する必要性は低い	1事業　（ 1%）
国・県・民間等でも同様の事業やサービス等を行っており、町で実施する必要性は低い	3事業　（ 2%）
町民生活に寄与するが、担い手として、国・県・民間等での実施も可能	29 事業　（ 19%）

② 補助金・交付金の見直し

補助金・交付金については、平成18年度に全般的な見直しを実施して以降は、個々の案件ごとに見直しを実施してきました。第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）でも歳出削減の取組みに位置づけ、一部の補助金・交付金の見直しに取り組んできましたが、社会経済情勢の変遷に伴い、補助対象者や補助団体等の状況も変化していることが考えられるため、全庁的に補助の必要性や金額の妥当性などを検証し、見直しを図ります。

【図５－６　補助金等の推移】

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
負担金	553.1	45.7	189.7	211.9	251.8	252.6	247.6	332.4	335.0	439.0
補助金	336.8	291.5	447.6	130.3	120.6	3,549.0	779.4	500.9	575.7	605.6
交付金	40.4	35.7	36.4	34.7	78.2	77.6	77.8	48.9	45.9	65.8

③　公共施設のマネジメント

公共施設に関しては、既存施設に係る将来コストを勘案すると、既存施設のすべてを維持し続けることは現実的ではなく、今後は財政状況や町民ニーズに見合った効率的かつ質の高い公共施設の提供に向けて、町内全体の公共施設の再配置を効率的に進めていくことが求められています。

そのため、「大磯町公共施設等総合管理計画」では、町の所管する公共建築物とインフラ施設のすべてを対象に総合的かつ計画的な管理を推進しています。また、「大磯町公共施設等第１期個別施設計画」において、各施設の具体的な対策（方向性）を定めていることから、計画に位置づけられている公共施設の取組みを推進し、機能の集約や新設の抑制、町有施設以外の有効活用などを推進することで、施設（外側）にかかる費用だけでなく、運営（内側）に係る費用についても削減を図ります。

【関連計画・・・公共施設等総合管理計画・第１期個別施設計画】

④　予算規模の抑制・縮小

町の適正な財政規模を検証し改善を図るとともに、特別会計及び企業会計においては、独立採算性の原則に基づき、保険税、保険料、使用料等を社会経済情勢を鑑みながら定期的に見直すなど、歳入と歳出の均衡を図り、町全体として実情に即した行財政運営をめざします。

【図５－７　一般会計の目的別決算額の推移（平成26年度比）】

２．事務の効率化の取組み

（１）これまでの取組みの課題と成果

第２次行政経営プラン（令和３年度～令和７年度）では、令和７年度までの実施状況において、社会経済情勢の変化による予定事業の見直しが発生しましたが、それを補うための新規の取組みを増やし、第五次総合計画前期基本計画に位置づける施策の実効性を確保するための財源確保という目的を果たしました。

しかし、総合計画の実効性を高めるための財源確保の一助として導入した、事務の効率化を図るための仕組みは、効果額として数値化することが難しく、成果として見えづらいということが課題となっています。

第３次行政経営プランでは、これらの課題が生じた要因を分析し、その解消を図ることで、第五次総合計画後期基本計画の実効性を確保すべく、財源確保に努める必要があります。

（２）課題解決に向けて

事務の効率化を図る取組みは、業務の改善や業務量の削減が時間外勤務の削減などに結び付いたり、他の業務の効率化などの新たな行政改革への取組みに着手するための時間的余裕を生み出すことにもなります。

第３次行政経営プランでは、職員一人ひとりが事務の効率化による好循環を得ることができるような環境を整え、それらの成果を見える化することができるよう検討を進め、計画の実効性を確保します。

Ⅵ 財源確保目標額の達成に向けて

１．計画目標額

第五次総合計画後期基本計画を着実に進めるため、財政の収支見通しで見込まれる財源不足額の解消をめざします。取組みの体系ごとの目標額は次のとおりです。

【表６－１　計画期間中の年次別目標額】　（単位：千円）

実　施　項　目	年次別計画額					計画期間計
	R08	R09	R10	R11	R12	
A 歳入確保の取組み	350,546	472,491	503,591	623,386	672,771	2,622,785
① 町税等収入の確保	22,658	20,829	6,769	5,627	4,359	
② 受益者負担の適正化	5,618	4,618	4,618	4,618	4,618	
③ 公有財産の処分と活用	11,000	1,500	1,500	1,000	1,000	
④ 税外収入の確保	311,270	445,544	490,704	612,141	662,794	
B 歳出削減の取組み	197,344	189,144	178,658	167,158	156,058	888,362
① 事務手法の見直しと効率化	100,000	102,500	102,500	102,500	102,500	
② 補助金・交付金の見直し	0	0	1,314	1,314	1,314	
③ 公共施設のマネジメント	6,244	6,244	6,244	6,244	6,244	
④ 予算規模の抑制・縮小	91,100	80,400	68,600	57,100	46,000	
C 財源確保額計　（A＋B）	547,890	661,635	682,249	790,544	828,829	3,511,147
D 年次別目標額	874,000	830,000	761,000	493,000	540,000	3,498,000
E 実質収支　（C－D）	△326,110	△168,365	△78,751	297,544	288,829	13,147

２．達成に向けて

第３次行政経営プランにおいては、歳入確保と歳出削減のそれぞれの取組みを推進することで、５年間で約35億円の確保をめざします。

なお、事務の効率化の取組みについては、歳出削減の取組みの中で、デジタル化を中心とした取組みにより５年間で約５億円の財政効果を生み出すことをめざします。

Ⅶ 参考

１．財政指標一覧

地方財政の健全性を判断するための目安となる一般会計財政指標は次表のとおりの推移となっています。

【表７－１　大磯町一般会計財政指標の推移】

項目　／　年度	R02	R03	R04	R05	R06	説　　明
1. 経常収支比率 （%） 下段は臨時財政対策債（赤字補てん債）等を除いた比率	87.6	82.3	85.4	86.6	90.8	人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、町税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。 **この数値が高いほど、新たな需要に対する対応が困難になる。**
	（93.1）	（88.9）	（87.8）	（87.7）	（91.3）	
2. 実質公債費比率 （%）	5.2	4.8	4.7	4.8	4.3	公債費(下水道債を含む)の標準財政規模(※1)に占める割合。 **25%以上で早期健全化団体、35%以上で財政再生団体となる。**
3. 一般会計町債年度末残高(百万円)	8,191	8,534	8,048	7,519	7,170	
4. 下水道事業会計町債年度末残高　(百万円)	9,538	9,692	9,859	9,826	9,805	
合　計	17,729	18,226	17,907	17,345	16,975	
5. 財政力指数 上段:単年度 下段:3ヵ年平均	0.852	0.767	0.754	0.732	0.721	基準財政需要額(※2)に対する基準財政収入額(※3)の割合、地方公共団体の財政力を判断する指標。 **値が高いほど財政力が強い。**
	0.865	0.829	0.791	0.751	0.736	
6. 自主財源比率 （%）	47.0	49.4	56.6	56.8	54.7	歳入に占める自主財源(※4)の割合、財政基盤の安定性・行政活動の自立性を判断する指標。 **自主財源の割合が高いほど望ましい。**
7. 普通交付税交付額 （百万円）	776	1,295	1,451	1,632	1,768	地方公共団体において**住民が標準的な水準の行政サービスを受けられる**ようにするため、国税の一定割合を地方公共団体に配分するもの。算定基準となる収入額が、基準となる需要額を上回る場合は不交付、少ない場合は差額分を補うため交付される。
8. 積立金現在高 （百万円）	3,351	4,074	4,383	4,794	4,818	積立基金（財政調整基金、町民会館建設基金、公共施設整備基金、みどり基金、減債基金、地域福祉基金、横溝千鶴子記念障害者福祉基金、横溝千鶴子記念子育て支援基金、本庁舎建設基金、歴史的建造物等整備基金、旧吉田茂邸整備活性化等基金、子ども基金、森林環境譲与税基金、まち・ひと・しごと創生基金）のみ

※１「標準財政規模」　…地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的な一般財源の規模を示すもの。

※２「基準財政需要額」…地方公共団体がその地方の実情に応じ標準的かつ合理的な行政活動を行うために必要となる一般財源の額。

※３「基準財政収入額」…地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額。

※４「自主財源」　…町税・繰越金・繰入金・使用料手数料・諸収入・分担負担金・財産収入・寄附金

大磯町第３次行政経営プラン
令和８年（2026 年）●月

編集・発行
大磯町　政策総務部　政策課
政策総務部　財政課
〒２５５－８５５５　大磯町東小磯１８３番地
電　話：０４６３－６１－４１００
ＦＡＸ：０４６３－６１－１９９１